

兵庫県後期高齢者医療 保険料率等の改定について

1. 改定の概要

2月に開催された兵庫県後期高齢者医療広域連合議会において、令和4・5年度の保険料率および賦課限度額が改定されました。

保険料算定の基礎となる今後2年間の保険給付費総額の減少が見込まれていることや、給付費準備基金（令和2・3年度に見込まれる剰余金）200億6千万円の活用、本年10月に始まる窓口2割負担に伴う影響等により、均等割額、所得割率がマイナス改定となっており、一人当たり平均保険料も減額となっています。

①保険料率及び賦課限度額

	改定後	現行	差引
均等割額	50,147円	51,371円	△1,224円
所得割率	10.28%	10.49%	△0.21ポイント
賦課限度額	660,000円	640,000円	+20,000円

②被保険者一人当たりの平均保険料年額 ※各種軽減適用後の数値です。

改定後	現行	差引	伸び率
83,517円	86,924円	△3,407円	△3.92%

2. 施行日

令和4年4月1日